

民主主義を踏みにじり、法律を無視した移設作業 停止指示の効力一時停止に断固抗議します

米軍普天間基地（沖縄県宜野湾市）に代わる名護市辺野古の新基地建設問題で、翁長雄志知事が防衛省沖縄防衛局に出した辺野古移設作業停止指示（3月23日）に対して、林芳正農林水産大臣は、効力一時停止を決定した。（3月30日）。

農水相の決定は、行政不服審査法にもとづき、知事の指示を不服とした防衛局の執行停止申し立て（3月24日）を認めたものですが、同法第一条では、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申し立てのみちを開くことによって」、「国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」と定められており、行政庁による不服申し立ては、認められておりません。国の機関の行政庁が不服申し立てをして、同じ国の機関の行政庁が審査するという対応では、審査の公平・公正さに疑念が常につきまとうからです。それ故、農水相の決定は、行政処分で国民が不利益を被った場合の救済措置として定めた同法の趣旨を悪用して作られた不当なものであり、権力を持つ国家が、沖縄県の要求を退けるために、この法律を使うのは、法の逆用・悪用であり、法治国家として到底許されるものではありません。

農水相は、停止決定の理由として、新基地建設工事が遅れ、米軍普天間基地の危険性や騒音が継続するとしています。普天間基地の被害に苦しむ宜野湾市民のなかでも辺野古移設に反対する住民が多く、「痛みは他の場所に移すのではなく、取り除くべき」というのが、昨年の県知事選挙、衆議院議員総選挙でくだされた沖縄県の民意です。

また、農水相は、日米間の信頼関係への悪影響による外交・防衛上の損害が生じると説明しましたが、それは、新基地建設反対の民意より、米国との関係を優先させるもので、対米従属の正当性を主張する醜い立場でしかありません。

さらに、作業を停止しなければサンゴ礁損傷の調査ができないとの沖縄県の主張に対し、農水相は、「執行停止により調査ができなくなるという関係は、必ずしも認められない」と否定しましたが、臨時制限区域の中でサンゴ礁が破壊されている蓋然性が高く、作業を停止しなければ、臨時制限区域の中にも入れません。

私たちは、民主主義に反する農水省の暴挙に断固抗議し、そして、政府および安倍首相に対しては、ただちに海底ボーリング調査を停止することおよび辺野古新基地建設そのものを中止することを強く求めます。

2015年4月2日
日本機関紙協会埼玉県本部
理事長 金子 勝